

一般財団法人 NHKエンジニアリングシステム定款

平成 29 年 7 月

一般財団法人
NHKエンジニアリングシステム

一般財団法人NHKエンジニアリングシステム定款

第1章 総 則

(名 称)

- 第1条 本財団は、一般財団法人NHKエンジニアリングシステムと称する。
2 英文名は、NHK Engineering System, inc. と表示する。

(事務所)

- 第2条 本財団は、主たる事務所を東京都世田谷区に置く。
2 本財団は、理事会の決議を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目 的)

- 第3条 本財団は、日本放送協会（以下「NHK」という。）の研究開発に基づく成果を広く一般の利用に供し、その社会還元をはかることにより、技術の進歩発達、社会の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

- 第4条 本財団は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
(1) NHKの研究開発に基づく技術移転
(2) NHK保有の特許等の周知、斡旋
(3) 映像、音響、無線等に関する調査研究並びに機器、材料の試験、評価
(4) 技術者の教育に関する事業
(5) 技術の周知、普及に関する事業
(6) その他本財団の目的を達成するために必要な事業
2 前項の事業は、日本全国及び海外において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

- 第5条 基本財産は、本財団の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。
2 基本財産は、本財団の目的を達成するため善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 本財団の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 本財団の事業計画及び収支予算は、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事業所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 本財団の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち第1号、第3号及び第4号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項各号の書類及び監査報告を、主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第9条 本財団に、評議員5名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第10条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「法人法」という。)第179条から第195条までの規定に従い評議員会において行う。

2 評議員は、本財団の理事又は監事、使用人を兼ねることはできない。

(評議員の任期)

第 11 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は第 9 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第 12 条 評議員には、報酬を支給しない。

2 評議員には、費用を弁償することができる。

3 費用の弁償については、評議員会の決議を経て別に定める。

第 5 章 評議員会

(構成)

第 13 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第 14 条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事の選任又は解任

(2) 理事及び監事の報酬等の額

(3) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認

(5) 定款の変更

(6) 残余財産の処分

(7) 基本財産の処分又は除外の承認

(8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 15 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後 3 か月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

(招 集)

第 16 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対して、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 理事長は、前項の招集の請求を受けた後、ただちに評議員会を招集しなければならない。

(招集の通知)

第 17 条 理事長は、評議員会の開催日の一週間前までに評議員に対し、会議の日時、場所、目的等を記載した書面により通知しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意を得たときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催できる。

(議 長)

第 18 条 評議員会の議長は、出席した評議員の中から評議員の互選により選定する。

(決 議)

第 19 条 評議員会の決議は、決議についての特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議についての特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(3) 役員等の責任の一部免除

(4) 定款の変更

(5) 事業の全部又は一部の譲渡

(6) 解散及び継続

(7) 合併契約の承認

(8) 基本財産の処分又は除外の承認

(9) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(決議の省略)

第20条 理事長が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について評議員（当該事項について決議に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第21条 理事長が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を報告した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことについて評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第22条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 前項の議事録には、議長及び出席した評議員のうちから評議員会において選任された議事録署名人2名以上が記名押印する。
- 3 評議員会の議事録は、評議員会の日から10年間、主たる事務所に備え置かなければならない。

第6章 役員

(役員の設定)

第23条 本財団に、次の役員を置く。

- (1) 理事 13名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名は理事長とする。
 - 3 前項のほか、1名を副理事長、2名以内を専務理事とすることができる。
 - 4 前項の理事長及び副理事長をもって法人法上の代表理事とする。
 - 5 理事長及び副理事長以外の専務理事を含む常勤理事については、法人法第197条において準用する第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長及び専務理事を含む常勤理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、本財団の理事及び評議員並びに使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第 25 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長及び副理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本財団を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、本財団の業務を分担執行する。

3 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 26 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本財団の業務及び財産の状況を調査することができる。

3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員任期)

第 27 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 23 条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 28 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、その理事又は監事を解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第29条 理事及び監事には、報酬を支給しない。ただし、評議員会において報酬の支給が必要と認められ、決議された場合には支給することができる。また、常勤の理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を支給することができる。

2 理事及び監事に対しては、評議員会の決議を経て費用を弁済することができる。

(競業及び利益相反取引の制限)

第30条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、その取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 理事が自己又は第三者のためにする本財団の事業の部類に属する取引

(2) 理事が自己又は第三者のためにする本財団との取引

(3) 本財団が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において本財団と当該理事との利益が相反する取引

2 前項の取引を行った理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の免除)

第31条 本財団は、法人法第198条で準用する同法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事(理事又は監事であった者を含む。)の損害賠償責任について、賠償責任額から法令で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、理事会の決議によって免除することができる。

2 本財団は、法人法第198条で準用する同法第115条第1項の規定により、外部理事又は外部監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、同法第198条で準用する同法第113条で定める最低責任限度額とする。

第7章 理事会

(理事会の構成)

第32条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 本財団の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

- (3) 理事長、副理事長及び業務執行理事の選定及び解職
 - (4) その他理事会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 理事の職務の遂行が法令及びこの定款に適合することを確保するための体制その他本財団の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備
 - (6) 法人法第198条で準用する第114条第1項の規定による定款の定めに基づく第111条第1項の責任の免除

(招 集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議 長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決 議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項に規定にかかわらず、法人法第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(決議の省略)

第37条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事はその提案について異議を述べたときを除く。）は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第38条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対して、理事会に報告すべき

事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第25条第3項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、評議員会の決議によって、変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第10条についても適用する。

(解散)

第41条 本財団は、基本財産の滅失による本財団の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(剰余金の処分)

第42条 本財団は、剰余金の分配を行わない。

(残余財産の帰属)

第43条 本財団が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第44条 本財団の公告は、電子公告による方法により行う。ただし、やむをえない事由によって、電子公告による公告ができない場合は、官報に掲載する方法による。

第10章 補 則

(実施細則)

第45条 この定款に定めるもののほか、本財団の運営に必要な事項は、理事会の承認を受けて理事長が別に定める。

(書類及び帳簿の備置き)

第46条 本財団は、法令及びこの定款で定めるところにより、主たる事務所に、次に掲げる書類及び帳簿を備え置き、かつ保存しなければならない。

- (1) 定款
 - (2) 評議員、理事及び監事の名簿
 - (3) 評議員会及び理事会の議事に関する書類
 - (4) 役員等の報酬規程
 - (5) 事業計画及び収支予算書
 - (6) 事業報告及び計算書類等
 - (7) 監査報告
 - (8) 行政庁の許可、認可等を必要とする事業をする場合には、その許可、許可等を受けていることを証する書類
 - (9) その他の法令で定める書類及び帳簿
- 2 前項各号の書類及び帳簿の閲覧については、法令の定めによる。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本財団の最初の代表理事は河口正人とする。
- 4 本財団の移行登記後最初の評議員は、次に掲げる者とする。

青木和之	石黒一郎	久保田啓一	高畑文雄	永井研二
羽鳥光俊	半田 力	藤沢秀一	溝口明秀	甕 昭男
- 5 この定款は、平成29年7月1日から施行する。